

認定基本計画と活性化事業計画の取り組み状況について

日本商工会議所流通・地域振興部 副部長 枡原克彦氏

(2006年10号「専門誌」・「第9回日専連まちづくりセミナー」)

今回のまちづくり三法の改正を踏まえ、あるいは先取りした形で、能代市、長野市、静岡市、佐世保市、宇佐市は、大型店出店のための農振解除は、行わないことを表明した。また、熊本市は、現行都市計画法の厳格な運用により、市街化調整区域における、大型店出店のための開発を不許可とした。

一方、富山市や長野市などでは、新しい中心市街地活性化基本計画づくりに着手している。まちづくり三法の見直しに関する今後の対応として、地元市町村や、まちづくりに関する団体等と連携して、勉強会等を開催し、中心市街地活性化基本計画の認定申請の可否を含め、地域ぐるみのまちづくりについて、話し合いをスタートさせることが必要である。

早急に取り組むべき、主な作業は次のとおり。

都市計画法関係

市町村に対して、大規模集客施設の「駆け込み出店・開発」を防ぐための「凍結宣言」、あるいは、出店事業者に対する説得を行う。

一方、市町村に対して、準工業地域で大規模集客施設の立地を抑制する「特別用途地区」の指定を働きかける。

中心市街地活性化法関係

中心市街地活性化基本計画の作成・改訂を行うための準備として、中心市街地活性化協議会の前身となる組織を設置し、特別用途地区の取り扱いを含むゾーニングの見直しや、大型店が社会的責任を果たしながら地域と共生していくための仕組み等について、地域ぐるみの話し合いを開始し、早い時期に、中心市街地活性化協議会を立ち上げられるよう準備を進める。そして、中心市街地活性化支援措置の活用を検討し、活用するのであれば申請の準備を進める。

大店立地法関係

大型店に求める地域貢献の内容を速やかに検討する(地域経済団体などが行う、まちづくり活動への参加、環境対策への参加・協力地域における社会問題への積極的対応、退店時の対応など)。

中心市街地活性化法基本計画作成のポイント

基本計画を作成するために必要な事項は、中心市街地活性化本部が作成し、閣議決定される基本方針において示されるが、特に、

①旧中心市街地活性化法の反省に立ち、他の自治体の模倣ではなく、十分な時間をかけて地域住民や、商業関係者等のニーズを把握し、地域のコンセンサスを得て、全市的なまち

づくり計画とすること。

②できる限り、数値目標を設定し、経済・社会情勢の変化に対応して、適切に見直しを行うこと。

『特定民間市街地活性化事業計画』についても同様であり、かつ、補助金頼りの計画にならないことがポイントになる。

(注)特定民間中心市街地活性化事業とは、中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業(商業基盤施設または、相当規模の商業施設を整備する事業)及び、特定事業(中心市街地食品流通円滑化事業、貨物運送効率事業など)であって、民間事業が行うものをいう。